

第25回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月7日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
- 5 欠席委員 1名
 - 10番 田中幸一
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和3年4月7日午後2時00分 開会

○事務局（山田尚史君） ほぼ定刻となっておりますので、それでは本日の総会のほうを始めたいと思います。

それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（小泉勝彦君） 皆さん、どうもこんにちは。とどまることを知らないといいますが、全く新型コロナウイルスには本当に困ったものでございますけれども、新年度始まりまして農業委員会も新しい年と新しい顔を迎えて、新しい年度になりまして初めての会議でございます。いろいろ案件もあると思いますけれども、皆様のご審議のほど、ひとつよろしくお願いいいたしまして挨拶といたします。よろしくお願いいいたします。

○事務局（山田尚史君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

ただいまより第25回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、田中幸一委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

8番、関巖委員、9番、渡邊美代子委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） それでは、議案の1ページを御覧ください。議案第1号の提案理由についてご説明いたします。

令和3年4月1日付の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ

浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案の2ページを御覧ください。専決処分書のとおり、転出者、森博事務局長、齊籐秀夫主幹に替わりまして、転入者、齊藤明博事務局長、鈴木良宏主幹となっております。また、昇格者として、高橋敦也主任主事が副主査に昇格となっております。

説明は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。本件は、人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和3年3月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり耕作ができなくなったため、親族である譲受人に贈与したいとのことです。譲受人は、譲渡人からの申出により贈与を受けたいとのことです。

総会資料の1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、神納字大窪です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、耕耘機を所有しており、また譲渡人の所有するトラクターを借りて利用す

るとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が61アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当委員となりますので、この場より説明をさせていただきます。

4月2日の午前11時頃、陸野委員、譲受人の〇〇〇さんと私、3人で現地を見てまいりました。現地は畑で、耕作をされておりました。特に何も問題もないと思われますので、見て帰ってまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたしますを申し上げます。

次に、申請地担当地区委員の4番、陸野光男委員から説明をお願いします。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。小泉会長の言われたとおりで、補足はございません。何も問題はないと思います。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございますけれども、この〇〇さんという方は年間農業従事日数150日でございますけれども、本来、作付品目というものはどういう品目をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） では、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。畑については、大根の作付予定であるとのことでした。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい、分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和3年3月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が、市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、持病があり労働力不足のため、水田の耕作を中心としたいため、畑地を贈与したいとのことです。譲受人は、譲渡人からの申出により、贈与を受けて梅の栽培をしたいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、飯富字秋山です。現地を確認したところ、現地は畑で梅の苗木が植え付けされていました。

総会資料の6ページを御覧ください。申請者住所地の実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、君津市の農地に非耕作地がありますが、住所地の農業委員会に問い合わせるなどして確認した結果、水利もなく山林化しており、農地としての復旧は困難な状態であるため、効率利用要件には問題はありません。

農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、草刈機を所有しており、水稻の乾燥調製については地元の農業者に依頼しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、市内では耕作している農地はありませんが、君津市で耕作している面積から非耕作地を除いた面積が186アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。3月25日午後4時頃、譲受人の〇〇〇〇〇さんの旦那さんと一緒に現場を立ち会いまして、現場はきれいに刈ってあって、3年ぐらい前に梅の木を植えたということでございました。それで、譲渡人の〇〇〇さんという木更津の〇〇の人は、もう体があまり丈夫

ではないので、営農は続けられないということで、妹さんがちょうど今久留里にいますけれども、〇〇〇〇さんが夫婦で会社をやっているの林のほうに仕事に来ているということで、林のほうから飯富まで20分ぐらいで来るから、ちょうどいいということで譲り受けたということでございました。別に問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦勞さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございませす。賛成全員でございませす。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題としますが、議案第2号の3につきましては委員の縁戚者に関わる案件で、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できません。審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

9番、渡邊美代子委員。

〔9番 渡邊美代子委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の4ページを御覧ください。本件は、令和3年3月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり管理ができないため、譲受人に売却したいとのことす。譲受人は、自宅に近く耕作上便利のため、購入したいとのことす。

総会資料7ページの位置図及び8ページから9ページの現地写真を御覧ください。場所は、三黒字姫子添及び谷中字五反田です。現地を確認したところ、現地は三黒については保全管理、谷中についてはトラクターで耕起されています。

総会資料10ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しています。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、農用車、ホイールローダーを所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,530日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が121アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、陸野光男委員。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。4月2日12時ごろから、〇〇さんと二人で現地の確認をしました。三黒のほうは、きれいに草刈りをされていました。そして、谷中地籍のほうは大きいほうですけども、きれいになってあり、地目は田なのですが、高さが道路と同じぐらいあり、田んぼにはならない状況でした。なので、デントコーンとソルゴーを作付すると言っていました。両方ともきれいに管理されているので、大丈夫だと思います。皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可と決定いたします。

〔9番 渡邊美代子委員着席〕

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和3年3月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、現在農業に携わっていないため、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近く耕作上便利なため、譲渡人の申出を受け購入したいとのことです。

総会資料11ページの位置図及び12ページの現地写真を御覧ください。場所は、川原井字仲ノ台一壱です。現地を確認したところ、畑で耕作されていました。

総会資料13ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、農用車を所有しています。水稻の乾燥調製については、近隣の農家3戸の共同の作業所を利用しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,020日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が91アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。事務局の説明が終了しましたので、権利者住所地担当委員及び申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。3月27日午前9時半より、〇〇〇〇さんと現地を確認させていただきました。現状は、既に耕耘されており、〇〇さん酪農を経営されておりまして、デントコーンを数年前より耕作しております。きれいに管理されておりまして、〇〇〇〇さんと同級生でありまして、以前より買って欲しくないかというお話があったため、今回決断されたとお話を聞きました。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については、許可と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号1ないし2についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内及び市外在住の個人から農地11筆、4,631平方メートルを所有権移転及び賃貸借権を設定し、ドライバー等の休憩所としてドライブイン用地に転用しようとする案件です。

議案資料の14ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南側約950メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

議案資料の15ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、店舗やトイレのほか、来客者用駐車場36台分及び観光バスを想定した大型車用の駐車場9台分を整備する計画となっております。

排水計画については、雨水は貯留槽を設け、抑制し、既存枳へ、また汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、既存枳へ放流する計画となっております。

埋立て計画については、建設発生土により約2,900平方メートルを埋め立てる計画となっております。

資金計画については、自己資金及び借入金により賄う計画となっております。

他法令関係については、小規模埋立て事業許可申請、法定外公共物の管理に関する条例が該当し、いずれも協議が調っていることを確認しております。

議案資料の16ページから21ページに建物平面図及び立面図を添付しております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号1ないし2についてですが、本件は市内の法人が、市内及び市外在住の個人から農地11筆、4,631平方メートルを所有権移転及び賃貸借権を設定し、ドライバー等の休憩所としてドライブイン用地に転用しようとする案件でございます。

先月の3月30日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況確認をするともに、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告したいと思います。

現地確認は、午後1時50分ぐらいから実施いたしまして、現地には申請者代理人に出席していただき、申請農地の確認をするともに、事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、何年ぐらい農地として利用していないかという質問については、十五、六年使っていないという回答がございました。許可が下りた場合、どのくらいで整備が終わるのかという質問に関しては、仮に5月中に許可が下りた場合は、秋頃に完成させて、年内にスタートしたいということでした。

それで、審査会は午後2時半ぐらいから、袖ヶ浦市農業センター講習室にて、申請者代理人に出席していただきまして、事務局からの議案説明を受けた後、委員からの質問について説明がございましたので、その主な内容についてご報告をしたいと思います。

土地利用計画については、店舗やトイレのほか来客者用専用駐車場36台分、また大型観光バスを想定した駐車場を9台分整備するとのことでした。

それで、質疑ではあそこは水道が通っていないので、地下水を、井戸を掘るということでした。申請地周辺では水道が引かれていないため、井戸を掘るということで、保健所と協議しながら必要に応じ滅菌機等設備を設置して利用するとの説明がございました。

また、埋立てに関する質問に関しては、建設残土にて埋立てを行うが、宅地造成の際に発生した土砂で、成分検査も行った上で埋めるということの説明がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、別に問題ないということで、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりましたので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございますけれども、当案件の立地場所については、一段低い場所、道路から比べると低い場所ですよね。そこを埋め立てるということで、どのぐらいの残土が入るのですか。それがまず第1点。

それから、周辺の農地への影響というのは、特に影響がないかどうかをお伺いしたいのですが。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。まず、ご質問にありました土砂の量なのですけれども、4,788立方メートルというようになります。

続いて、周辺農地への影響になりますが、基本的にこちらは付近に農地ないのですけれども、ちょっと奥まった部分に茶畑があり、そこへの影響はないということで考えております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、4,788立方メートルってかなりの量になるのだけれども、建設残土というのは予定があるのですか、それがまず1つと、上に茶畑があるのですけれども、その下の流域のほうについては特に問題はないのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 事務局、お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。土砂につきましては、建設発生土になりまして、横浜市からもたらされる宅地造成の際に発生した建設発生土を用いて造成を行うということとなっております。二点目の流域への影響なのですけれども、茶畑のほうが高い位置にありまして、そこから水が流れてくる形になりますので、ドライブインから発生した汚水とかが茶畑に影響することはないと考えております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） 分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

○事務局（鈴木良宏君） すみません、事務局、鈴木です。先ほど残土ということで運営委員長のご説明がございましたが、こちら建設発生土になりますので、訂正のほうをお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第3号の整理番号3についてご説明いたします。

議案8ページを御覧ください。本件は、市内の地縁認可団体が、市内在住の土地所有者から農地1筆、登記簿面積で12平方メートル、実測面積で217平方メートルを所有権移転し、隣接する集会所の建て替えに伴う集会所用地の敷地延長しようとする案件です。

総会資料の23ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川保育所の東側約140メートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の24ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、整地後に砕石を敷き、道路側歩道に面する部分にフェンスを設置する計画となっております。

排水については、雨水は自然浸透処理し、汚水、雑排水は発生しない計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、注連野千佳代委員。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。3月29日午前11時に、私と山寄委員、そして今回の譲渡人、〇〇区の代表で、これは委任状があるのですが、譲渡人の方からの依頼を受けている〇〇〇〇さんという方と、あと別の〇〇〇〇さんという方、4名で現地立会いしました。

ここは、現在〇〇区の集会所、公会堂になっているところですが、もう建設してから何十年か経過して老朽化しているということと、あとここは建て直して耐震構造にして、地域の方の避難所としても活用していきたいというお話でした。この申請地なのですが、現在は何か耕作されているわけではなく、この〇〇〇〇さんという方が保管理をしている状態だということです。

この実面積が12平方メートルとなっているのですが、実際には実測で217.63平方メートルということとでして、ここ以前はもうちょっと申請地の図面のところから左のほうに土地が広く畑になっていたそうなのです。現在は、ここが410号の道が通ってしまして、そのときの売買の関係で書類上12平方

メートルということになっているそうなのですが、実測はもっと広いということです。

この申請地のところは、建物を建てた後に砂利敷きで、ちょっと多目的広場のようなことで活用したいということでした。案件自体には、何か問題になるところはないと思われまますので、皆さん、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件となりますので、調査に同行した2番、山寄和雄委員から補足説明があればお願いいたします。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。何ら補足はありません。よろしくお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

小倉委員。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、ちょっと確認をしたいのですけれども、現況面積12平方メートル、実測が217平方メートル、かなりの面積の差があるのですけれども、こういった場合、例えば集会所を建設するという形であった場合に、実測の面積ではなくて現況の面積……よく分からないのですけれども、例えば畑で12平方メートルだけれども、実際測ってみたら217平方メートルだったと、何がどのようになってこうなったのか。

○議長（小泉勝彦君） では、お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） こちら拡張された道路の隣接の土地の残地的な形で、本来であれば地積更正をして実際の実測に合わせるということなのですけれども、地積更正かけるには周り全部を確定するという作業があって、その土地をお持ちの方の負担になってしまうので、そこまでお金かけてやらなくてもいいという思いがあったと思いますので、登記簿のほうはそのまま、引かれた土地の引き算で残った土地だけをやっていまして、今回この土地に建てるということではなくて、先ほどご説明、今ございましたとおり、広場的にお使いになるということで、何か建築確認を取ってやろうということではないというように伺っておりますので、問題にはならないというふうに考えております。

○1番（小倉哲也君） その場合、固定資産税ってどうなるのですか、全然関係ないかもしれないのですけれども。

○事務局長（斉藤明博君） 固定資産税ですか。

○1番（小倉哲也君） 市のほうは12平方メートル分の固定資産税だけですか。

○事務局長（斉藤明博君） そういうことになります。それ以外の数字が今のところないのでちょっと、

今回初めてこれだけあるということが分かったということになっておりますので、数的なものを公簿上把握していないということは、こちらの登記簿面積による課税になるというふうを考えられます。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。さっきのこの案件にはあまりちょっと関係ないかなと思ったので話さなかったのですが、今回の申請地の脇、右側、細長く縦に線が廊下のようにになっているのがお分かりになりますでしょうか。建物と申請地の間です。ここのところが昔赤道ということで、今回この〇〇の集会所用地に組み込まれるように、市のほうでもそういう手続を進められている、一体で活用していくということになっているそうです。

○1番（小倉哲也君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議していただくものです。

それでは、議案第4号の6ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が6件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で414.41アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから5ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決いたしました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、協議報告第1号ということでご説明させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、別紙議案のほうございますけれども、2筆です。こちらのほう、下記のとおり農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

お願いします。

○1番（小倉哲也君） 質問で、先ほど質問出たのですけれども、ドライブインの埋立てのところ、建設残土でなくて建設発生土って訂正されたのだけれども、残土と発生土の違いというのはどうい

ことなのでしょう。

○議長（小泉勝彦君） 今、分かりますか。

○事務局（高橋敦也君） ちょっと私の認識でも、残土と発生土は一致するものと思っておりましてので、同じだと。

○事務局（鈴木良宏君） 一応残土という形を挙げてありますけれども、建設現場から出たことによって建設発生土という形になります。一応区分としては残土になるのですけれども、その残土の中でも工事中に発生した、その分のものになって、ほかから問題になるようなものを持ってきてということではなく、そこの建設現場から発生した土のほうを持ってくるので、あえて建設発生土という形、建設するために、工事のほうをするために発生した土についてで埋立てするということで、残土というところの言葉のところですけども、建設発生土という形でご説明させていただいた次第でございます。

よろしく申し上げます。

○1番（小倉哲也君） 埋め立てるのは発生土だということは分かったんだけど、残土という言葉は正式にはないのですか。建設で出たものは、全部正式には建設発生土という言葉で呼ぶのでしょうか。一般には建設残土、建設残土って、あるいは残土条例とかって使っているんで、残土と発生土の違い、ここの埋立ての件でいうと、一般論として残土と発生土の違いというのがあれば教えてもらいたいということです。分からなければいいです。

○事務局長（斉藤明博君） 正式名称が建設発生土ということだそうです。残土イコール建設発生土なのですけれども、建設発生土というのが正しい名称になります。

○1番（小倉哲也君） 正式な名前ということ。

○事務局長（斉藤明博君） はい。

○1番（小倉哲也君） 残土って通称という感じでしょうか。

○事務局長（斉藤明博君） そのようになります。

○1番（小倉哲也君） そうですか。

○議長（小泉勝彦君） いいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の方から特にございません。

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第25回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時55分 閉会